

1. 認知症疾患医療センターの整備について

(1) 認知症疾患医療センター運営事業の概要

認知症疾患に係る医療については、各施設の機能のばらつきや地域における関係諸機関の連携の中心として十分な機能を果たしていないといった課題が明らかとなっていたため、平成20年度予算から「認知症疾患医療センター運営事業」を計上し、全国150か所の設置を目指し、整備を行ってきた。

認知症疾患医療センターは、

- ① 認知症疾患について、診断や精神症状等への対応、身体合併症への対応を行う専門医療機関としての機能
- ② 精神症状等への対応や身体合併症への対応を行う医療施設の空床情報の把握と情報提供、患者の病態に応じた他の医療機関への紹介、かかりつけ医等地域の医療関係者への専門的な医療研修の実施、協議会の開催や専門的な相談への対応など地域の医療機関や介護施設等の関係者との連携を行うなど、認知症疾患に関わる地域の医療機能の中核的機関としての機能
- ③ 地域住民に対する普及啓発や相談への対応など、認知症疾患に係る医療に関する情報センターとしての機能
- ④ 連携担当者を配置することにより地域包括支援センターとの連携機能を強化し、地域における医療と介護の連携の拠点としての機能
- ⑤ 認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う基幹的（総合病院型）な機能

を有する医療機関を対象とし、平成24年2月1日現在、40道府県、10指定都市の146か所設置されている。平成24年度予算（案）では、これを設置する都道府県、指定都市に対する運営費（診療報酬で対応する内容は除く）の補助として、約3.6億円を計上し設置数を175カ所に増加することにしているので、未整備の自治体におかれても、最低1カ所の整備をお願いする。

なお、整備に当たっては、同じ地域に集中することがないよう地域バランスや地域の交通事情に配慮した整備をお願いする。

（予算（案）概要）

- ・平成24年度予算（案） 356,328千円
- ・補 助 先 都道府県、指定都市
- ・か 所 数 175か所（基幹型5か所、地域型170か所）
- ・補 助 率 1／2

(2) 地域連携の体制の強化について

認知症疾患医療センターの実施要綱には、「地域連携の機能」として、研修会、連携協議会に積極的に取り組むよう規定している。これまででは、各地域の実情に応じて、研修会、連携協議会が行われてきたが、認知症疾患医療センターの設置数が一定数に至り、今後は、研修会、連携協議会の質の確保が求められる。

【参考】認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（抜粋）

3 設置基準

(1) 基幹型センターの基準について

ウ 地域連携の機能

(イ) 研修会、連携協議会

サポート医研修や、かかりつけ医研修の実施状況等を踏まえつつ、研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

また、地域の連携体制強化のための認知症疾患医療連絡協議会を組織し、開催していること。（ただし、5（3）による場合は、その会議等に参画していること。）

注）地域型センターも同様の内容である。

認知症の方への支援に当たっては、本人の思いを尊重し、残された力を最大限生かしていくような支援をすることが必要である。このため、今後の認知症対策は、認知症の方が地域で暮らしていくために、様々なサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要である。

このため、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、介護事業者等のサービス提供者、患者・家族等の当事者、地域住民、及び地方自治体が「顔の見える関係」を構築する必要がある。認知症疾患医療センターが実施する研修会や連携協議会は、「顔の見える関係」を築くためのツールとして有効に活用していただきたい。

以下に、認知症疾患医療センター運営事業による研修会、連携協議会の方法について例示するので、今後は、各都道府県・指定都市が積極的に関与し、取組を行っていただきたい。

① 研修会への取り組み

趣 旨

地域において認知症に対して専門知識を有する認知症疾患医療センターが、自治体の協力の下に、一般の医療機関（かかりつけ医）、地域包括支援センターなどの介護関係者、地域住民等に対し、地域での認知症対策に対してそれぞれが果たす役割等について理解を深めるため、実施するもの。

例として

(一般の医療機関（かかりつけ医）に対する研修)

- ・かかりつけ医は、認知症の症状をいち早く発見し、家族や本人からきめ細かく状況を聞くことができ、また、地域でその人の生活を継続して支えて行く上では重要な役割を果たす。かかりつけ医が認知症に対する知識を深め、かかりつけ医と専門医の連携を深める意味でも、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」とも連携しながら、認知症疾患医療センターが研修を行う。

(地域包括支援センター等介護事業者に対する研修)

- ・認知症の方が地域で暮らしていくためには、様々なサービスが切れ目なく、提供される必要があり、介護事業者にもBPSDへの適切な対応など、医療機関との連携や対応力の向上を図ることが重要である。

このため、認知症疾患医療センターが、地域包括支援センター、介護サービス事業者、介護支援専門員、かかりつけの医師、認知症サポート医などと相互に情報共有できるよう介護事業者を対象にした研修を行う。

(地域住民に対する研修)

- ・認知症の人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を続けられるようにするには、地域住民が、認知症を正しく理解することによって、認知症を疑う症状に気づき早期からの相談や受診につながることが期待でき、また、認知症の人と認知症の人を介護する家族を支援する役割を果たすことができる。

このため、認知症の症状、認知症の方への対応のしかた、認知症の方が辿るプロセス、認知症に対応できる医療機関、受けられる介護サービス等、地域で認知症の方と共に生きていくために地域住民が持っているべき知識についての研修を行う。

② 連絡協議会での取り組み

趣旨

認知症の方をできる限り地域で支えていくためには、家族や介護者等が24時間365日安心感を持って認知症の方を支えていくことができる体制を整えることが重要である。

このため、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、介護サービス事業所、介護支援専門員（ケアマネジャー）、かかりつけの医師、認知症サポート医や精神科医療機関等がお互いの存在や活動内容、立場（限界、可能性）を相互に認識し、情報共有を図り、それぞれの機能が発揮できる体制を構築するための協議の場として定期的に開催する。

例として

（「事例検討」を通じた連携）

- ・連携協議会の方法としては、「事例検討」の手法が考えられる。医学的な診断以外に、生活歴や生き方、家族構成等を含めて支援策を検討すること

とで、認知症疾患医療センターのスタッフのみではなく、かかりつけ医、地域包括支援センターの職員、ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職のほか、自治体の担当者を含め様々な視点から意見を出し合い「顔の見える関係」が構築され、実際の場面での連携に繋がって行くことが期待される。

(認知症疾患への円滑な医療の提供)

- ・ 上記の事例検討のような取組を通じ、継続的な診療の充実を図るとともに、訪問診療や訪問看護の充実、多職種チームによるアウトリーチ（訪問支援）の推進等により、地域包括ケアシステムの中で、医療面でどのような支援が必要かを協議する。

(退院支援・地域連携クリティカルパス)

- ・ こうした取組を行う中で、精神科医療機関と地域包括支援センター、介護支援専門員、介護事業者、介護に関する地域の相談機関等が協力して活用できるような、入院時から退院に向けた治療や支援に関する情報を円滑に共有するための認知症の「退院支援・地域連携クリティカルパス」の作成に向けた協議を行う。

(3) 運営状況に関するアンケート調査について

認知症疾患医療センター運営事業は、開始から5年目を迎え、既に当初の目標（150カ所）を達成した。今後、さらなる量の確保が必要であるとともに、質の確保も重要になる。このため、それぞれのセンターで実施されている取組について把握したいと考えている。今後、毎年、運営状況に関する調査を実施することとしたので、ご協力を願う。調査結果は、とりまとまり次第センター毎に公表する予定である。

なお、調査は、業務の実態、研修会等の実施状況や地域での連携体制を中心に、本年5月を目途に行う予定である。

[調査の内容（例）]

○業務の実態について

- ・ 他医療機関から認知症疾患医療センターへの紹介状況
- ・ 認知症疾患医療センターから他医療機関への逆紹介状況
- ・ 認知症疾患医療センター受診患者の身体合併症の状況
- ・ 認知症疾患医療センターにおける入院状況
- ・ 認知症疾患医療センターにおける往診状況
- ・ 認知症疾患医療センターにおける退院支援・地域連携クリティカルパスの使用状況

○研修会、地域の医療機関等との連携状況について

- ・ 認知症疾患医療センター職員を対象とした研修会の実施状況

- ・認知症疾患医療センター主催の研修会の開催状況
 - ・認知症疾患医療センター主催の事例検討会の開催状況
 - ・認知症疾患医療センターと地域の医療機関等の連携状況
 - ・他の認知症疾患医療センターとの連携状況
- 等

※調査内容は現時点での例であり、今後変更があり得る。